

空き家ゼロを目指す「竹田市空き家再生バンク」

竹田市内にある空き家ゼロを目指し、解体せざるを得ない物件を除き、老朽化した空き家などを再生させ利活用を図る仕組み「竹田市空き家再生バンク」を創設し、10月1日から運用します

運営：（一社）移住定住支援センター

竹田市空き家バンク

- ① そのまま利用できる物件
(竹田市移住Webサイト+buildで公開)

所有者と利用希望者をマッチング



- ② 環境を整備することで利用できる物件

※「空き家登録物件整備事業補助金」活用(①に格上げ)

竹田市空き家再生バンク

- ③ リノベーション等改修が必要な物件
(閲覧者限定フォームで公開)

所有者と再生希望者をマッチング



空き家再生の専門員(副業型地域活性化起業人※1)が月に数日出勤します

※1「副業型地域活性化起業人」とは、総務省がR6年度にスタートさせた都市部の企業人材が、個人として地方自治体で副業を行う制度です



- ④ 危険家屋

①利用申請

②利用許可

③空き家内見

個人の利用
希望者

空き家バンクに登録可

①利用申請

②利用登録
通知

③空き家内見

個人や法人等
再生希望者

<利用条件>

- ・再生計画を提出
- ・購入の場合は名義変更後に再生着手
- ・賃貸の場合は定期貸借契約などの条件を付すこと

再生

自己・自社所有

<再生例>
住居、店舗、賃貸住宅、
社宅、シェアハウス、
ゲストハウス、民泊、
賃貸住宅、
福祉施設など



個人や法人等に
転売や転貸

移住・定住促進を目的とする再生は
「空き家Re・Born(再生)補助金」の
活用可※補助金要件等は別紙参照

所有者
(個人や法人等)

空き家に係る所有権
又は売却若しくは貸
借を行うことができ
る権利を有する者

※所有権登記が出来
ていないものは出来
てから申請してくだ
さい

①登録申請

②内見査定

③空き家
を登録

内見査定を行い、状態を確認し①～④に振り分ける

解体の相談であっても解体の必要のない物件
は「空き家再生バンク」登録を案内します

総務課

除去

判定により該当物件は「老朽危険空き家
除却促進事業補助金」活用により除去

